



News 10月号 News 10月号

麻布M&Aセンター・株式会社叶光 (ToKo)

飯島総合会計事務所

発行人/飯島 一郎 今月編集者/高田 由加

〒106-0046 東京都港区元麻布3-2-19-4F

Tel : 03-5775-1631 Fax : 03-5775-1632

URL : <http://www.is-tax.co.jp/>

「インボイス制度」については、ToKo ニュースでもたびたびご案内させていただいております。また、最近、耳にする機会も増えてきているかと思えます。今月は、「適格請求書発行事業者」でない取引先からの仕入等は、インボイス制度開始後、具体的にはどう影響するのか説明します。

*説明を簡素化するため、例の状況を簡略化しています。

☆インボイス制度開始前(令和5年9月30日まで)☆

例) カルチャーセンターで俳句を教えています。

①カルチャーセンターがお客様から利用料 11,000 円 (内 1,000 円消費税) を受け取ります。

②カルチャーセンターが講師の先生に講師料 8,800 円 (内 800 円消費税) を支払います。

カルチャーセンターは以下の消費税を申告・納付します。
200 円 = 1,000 円 - 800 円

受け取った消費税から支払った消費税を控除した金額

カルチャーセンターの手元には、以下の金額が残ります。
2,000 円 = 11,000 円 - 8,800 円 - 200 円

☆インボイス制度開始後(令和5年10月1日から)☆

例) カルチャーセンターで俳句を教えています。講師料の請求額は変わらないものとします。

①カルチャーセンターがお客様から利用料 11,000 円 (内 1,000 円消費税) を受け取ります。

②カルチャーセンターが講師の先生に講師料 8,800 円を支払います。

カルチャーセンターは以下の消費税を申告・納付します。
1,000 円 = 1,000 円 - 800 円 (控除できません)

カルチャーセンターの手元には、以下の金額が残ります。
1,200 円 = 11,000 円 - 8,800 円 - 1,000 円

手元に残る金額は、2,000 円から 1,200 円に減ります。実際には、経過措置・消費税の申告の仕方 (原則課税制度・簡易課税制度) のため影響額は異なります。国税庁からも下記の動画をはじめ様々な説明サイトが提供されています。

▼基礎知識を学びたい方(動画チャンネル)



https://www.youtube.com/playlist?list=PLu9kixYOfBRIQFM6xcSFzcGmx_jc031qc

☆コラム(飯島のつぶやき)☆

目標を立てても継続できないのは?

目標を立てても継続できないのは、

- 忙しいから?
- お金がないから?
- 家族の反対があるから?

それよりもっと大きな理由は、本気で「求めている」からです。

本気で求めたら言い訳にしているあれもこれも越えるパワーが生まれるんです。

「本気になったら、すべて越えてやっている」と言われるようになります。

何より、本気でやっている人を見たら、誰でも応援してくれるし、助けてくれます。

本気でやっている人は顔つきが違いますよね!

料金のことを言うのは…

「お金を払う」って当たり前のことじゃないですか? みなさん、何かを得るためにはお金を普通払いますよね? (他人の財布から出るお金をあてにしている人もいますが…)

無料のものだけで人生を味わう! と決めている人もいるかもしれませんが、やっぱり、自分が欲しいものや成果を得るために、ある程度のものを手に入れるのであれば、そこにお金が必要になります。

それは単なる「交換」です。

若い女性が男性から高価なプレゼントをもらったりするのは、「若さ」との「交換」です。(その先に相手の人はもっと交換して欲しいもの(下心)があったりもしますが(笑))

農家にお金をだしてブドウを買う人、そのブドウ発酵・熟成させた人にお金を出してワインを買う人、ワインショップからお金を出してワインを買う人、レストランで食事をしワインを頼んでお支払いをする人。

交換、交換、交換の連続です。

それを「ただで食べたい」なんておかしいですよ。

「理想の未来を欲しいなら投資するのは当たり前」だからお金の話は堂々として良いのです。

今月の一言

『人生で大事なものは“何を得たか”ではなく“何を求めたか”です』

何かを得たことがよい人生の結果じゃない。何かを求めたことで人は成長できるし「いい人生だ」と胸を張って言えるのです。

本気で求めたら身体も心も動きます。